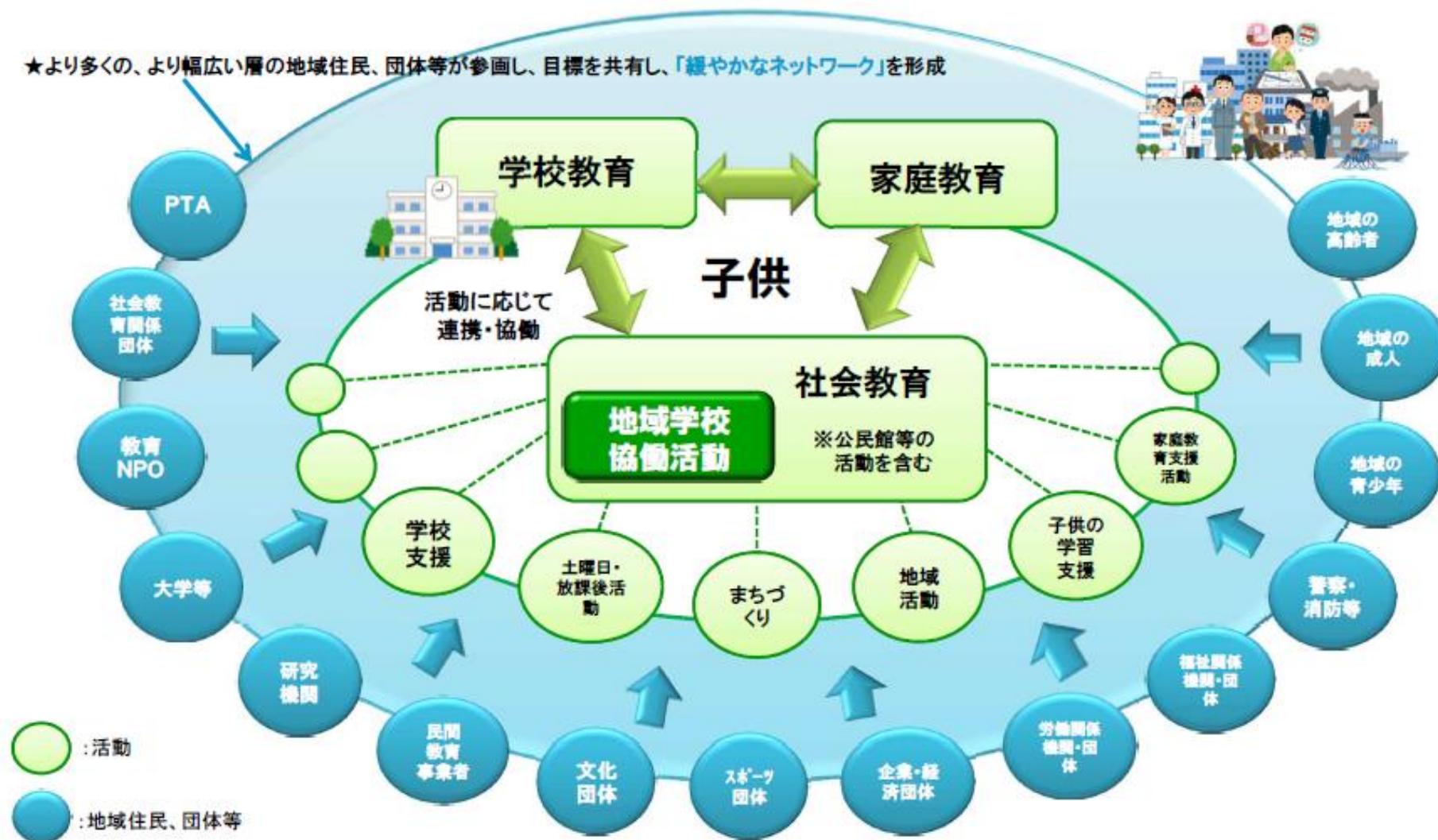


上尾市コミュニティ・スクール の設置に向けて

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

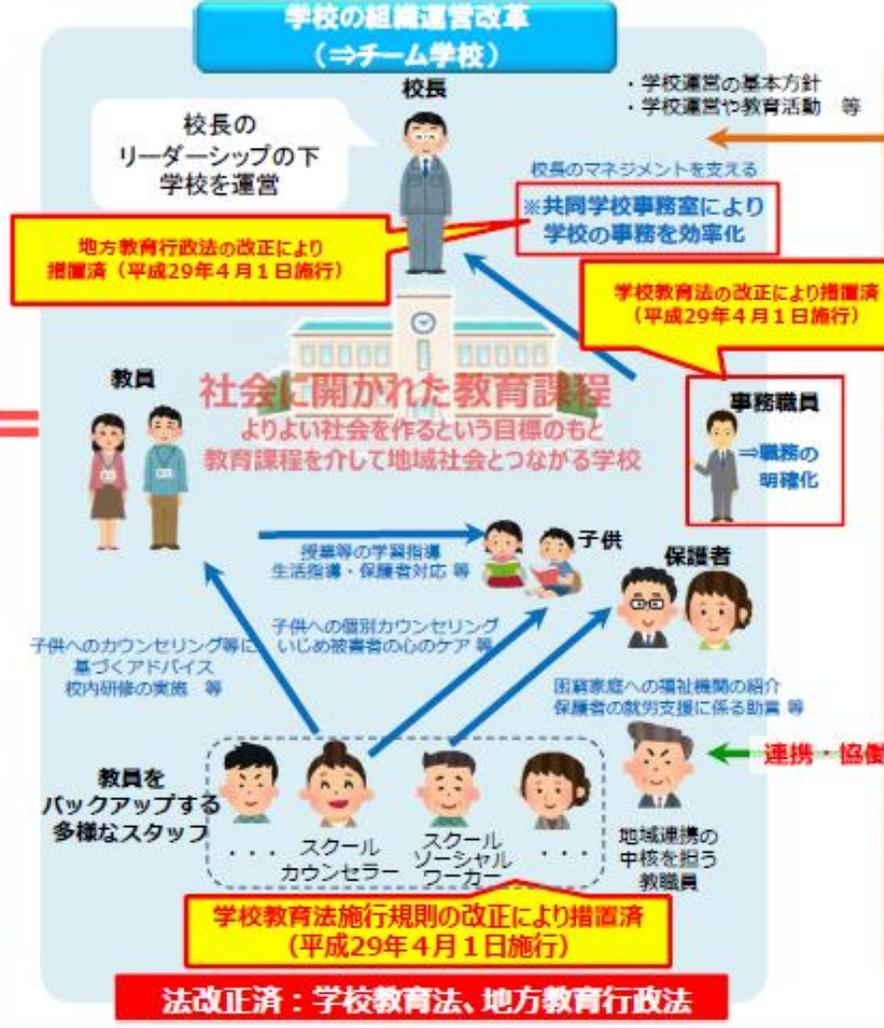


学校の機能強化を一体的に推進

中教審答申「教育再生実行会議第7次提言」



中教審答申「教育再生実行会議第7次提言」



中教審答申「教育再生実行会議第6次提言」



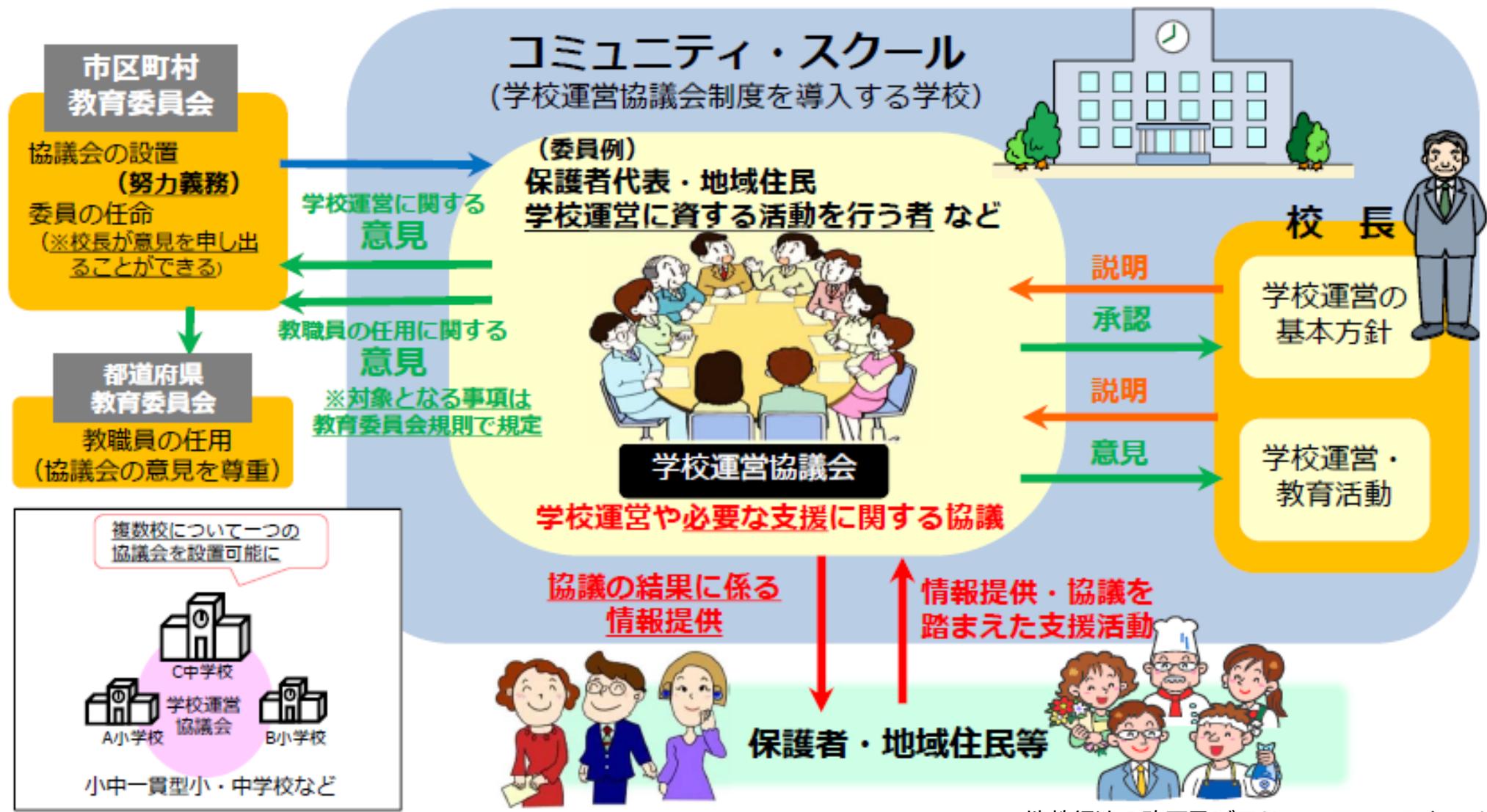
「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済: 義務標準法等

- 障害に応じた特別の指導(通級による指導)、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(義務標準法の改正)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示(義務標準法の改正)

学校運営協議会設置の努力義務化

コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりの有効なツール



コミュニティ・スクールとは？

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

⇒ 「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能を持つ。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6】 H16制定、H29改正

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
= 学校の運営に関して協議する機関

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

主なメリット

コミュニティ・スクール

地教行法に位置づけ

具体的な権限を有し
学校運営に参画

基本方針の承認



組織的・継続的な体制の構築

当事者意識・役割分担

目標・ビジョンを共有した協働活動

持続可能性

学校と地域とが、共通の目標等を共有し、その達成にむかって、ともに前進している実感によって、学校はよりよく発展していく。

国の動向

コミュニティ・スクールの導入状況について

平成28年

2,806校（9道県285市町村）



794校増

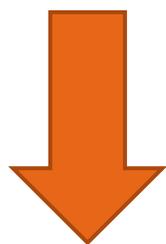
平成29年

3,600校（11道県367市町村）

埼玉県の動向

コミュニティ・スクールの導入状況について

平成28年
9校



平成29年
105校

市町村別設置校数

久喜市	34校
深谷市	29校
熊谷市	12校
新座市	7校
川口市	7校
行田市	6校
秩父市	3校
志木市	3校
和光市	2校
本庄市	2校

埼玉県の動向

○教育局プロジェクトチームの設置

小中学校人事課

義務教育指導課

家庭地域連携課

生涯学習文化財課

○研修会実施

○事例集の作成・配布

上尾市の取組

平成29年度

○コミュニティ・スクール導入等促進事業に申請
(国・県からの補助事業 導入の促進2年間)

○上尾市学校運営協議会検討委員会を設置

- ・上尾市学校運営協議会規則の制定
- ・対象学校の選定

(平成30年4月 2～3校 先行実施予定)

- ・コミュニティ・スクール研修会の実施
- ・啓発リーフレット作成

○コミュニティ・スクール全国大会参加